

人材開発支援助成金 建設労働者技能実習コース

若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合に助成されます。

助成額

賃金助成

中小建設事業主(被保険者数20人以下)

| 技能者情報 | 通常 | 生産要件達成 |
|-----------|----------|----------|
| システム登録者 | 9,405円/日 | 2,000円/日 |
| システム登録者以外 | 8,550円/日 | |

中小建設事業主(被保険者数21人以上)

| 技能者情報 | 通常 | 生産要件達成 |
|-----------|----------|----------|
| システム登録者 | 8,360円/日 | 1,750円/日 |
| システム登録者以外 | 7,600円/日 | |

システム登録者＝建設キャリアアップシステム技能者情報登録者

経費助成

経費助成/支給上限額:10万円

(1つの技能実習について、1人あたり)

中小建設事業主(被保険者数20人以下)

通常

3/4

中小建設事業主(被保険者数21人以上)

通常

35歳未満の
労働者

7/10

35歳以上の
労働者

9/20

中小建設事業主以外の建設事業主が自らが雇用する女性建設労働者に技能実習を行う場合

通常

3/5

支給上限額:
500万円

年度技能実習コースに係る経費助成、賃金助成及び生産性向上助成の支給額の合計



モデルケース

賃金申請

建設業従業員5名を4月1日から3日間技能講習を受講

5名3日分の賃金経費を**3/4**を申請!

8,550円×延べ15日分

128,200円申請!



(講習料30,000円+教材費30,000円)×5名×3/4

225,000円申請!

(100円未満切り捨て)

たとえばこんな教育訓練があります!

アーク溶接、ローラー運転、クレーン運転、玉掛け、堀削等作業主任者技能講習、ガス溶接技能講習、

車両系建設機械運転技能講習等

※OJTや営業活動の一環として行う技能実習は対象になりません。

平成30年11月よりフルハーネス講習も対象になりました!!

